永久年中書写出家作法について

白土わか

新資料「永久年中書写出家作法」は、曼殊院古文書中に所蔵されていたものである。

阿闍梨誂所令抄出給也」と記されている。 その下に、補装以前に記された文字「略私」が、透かしてみられる。内題「出家作法」の右には、 縦 18.2cm,横 573cm の巻子本で、一度、裏打ちして補装したあとがみえるが、外題には「同出家作法」とあり、 「永久年中依二条

ないし、叡山文庫所蔵のいくつかの「出家作法」よりも時代的に古く、門葉記所載の同作法よりも前のものである。 意すべきことであろう。以下、その全文をかかげて紹介することとする。 類に属するものではないかと推定される。天台書籍綜合目録(渋谷亮泰)や、その他の目録にもこの資料の名はみえ 又、この「永久年中書写出家作法」(以下曼殊院本出家作法とよぶ)は、 永久年中(一一一三一一一八)の抄出書写「出家作法」というのは、日本天台の現存「出家作法」写本中、 女人の出家作法である点も、あわせて留 最古の部

月出家作法 略

次表白 先灑水 如来千花千百億国諸釋迦牟尼 謹敬蓮花台上摩訶毗盧遮那 出家作法未久羊中書写出著官出 次三礼 次如来唄

心地戒品八万十□顕蜜聖教文殊 十方三世応正等覚者舎那所證 明西方極楽化主旅陁種覚飚事可

が勒等ノ諸大苻摩訶薩埵妙海

優婆離等ノ諸賢聖衆一代教中王子等ノ若干ノ荘薩埵羅云

護法善神殊〈奉始南岳天台ヲ

三寶乃至盡空等云々 三国伝燈伝戒師資大師等ノ聖

夫出家者是出離生死之基也故

H

t

次出家者礼氏神国王父母ヲ後

次神分・中国王では7後	不疑 作願 三云々	□心至テ潔シ諸仏ノ摩頂在リ	所催ス浄戒ノ開発今在此時	成如来ノ御弟子ト給是則宿善ノ	眼ノ證明之前ニ落テ花ノ簪ヲカネサシ	顕佛像ヲ奉テ写経巻ヲ三智五	肝□給ヘリ依之撰吉日良辰ヲ	売御之剋=堅固ノ大 茶心 旅染	□自発御之間禅定大夫人臨ァ (觀ヵ)	而二女□施主桃顔暗二老テ无常ノ	発心修行スル處ナリ	雖无シト。廢スルコト依羯。磨ノ儀式	顕コト之ヲ難ク真如ノ冥薫□クモ	雖備タリト佛性ヲ非レハ大乗ノ禁戒	者著之□破魔軍ョ何呪一切冗生	者亦无上福田之衣也故志泥。洹ヲ	諸仏芬落周。羅而入佛ノ道ニ袈娑
-------------	-----------	---------------	--------------	----------------	-------------------	---------------	---------------	-----------------	-----------------------	-----------------	-----------	-------------------	-----------------	------------------	----------------	-----------------	-----------------

次可説出家ノ功徳ヲ 常楽我浄之果ヲ

礼師長ョ 次令唱一ノ偈ヲ 流轉三界中 恩愛不能断 弃思入无為 佛恵イ本

真実報思者

思ヲ自他俱沉テ無出離之期故 偈意云流転生死ノ身欲報生死之

出テ家ヲ修道ヲ弃テ思ヲ入佛恵ニ

者下自行化他所備給也 給フ處ナリ□ヲ名ケテ真実ノ報思

前三可令胡跪即説テ法ヲ云 衆生ノ髪。毛ー。爪ー歯骨。一皮。一血。一肉。自首至テ

次脱俗服令著出家衣ヲ然後ニ和上ノ

以貪愛 為本無免 生老病死之苦 跌併以不□□ヲ无不合成皆是 トラコトセスト

家ヲ給フ處ロナリ是以破リ形ヲ

故為留メムカ分段之輪廻ヲ出思愛之

此ノ苦空无常□身ョ可得タマフ彼ノ 守テ志ヲ厭ヒ生死之郷ヲ捨テ、

次剃頭 次以香湯灌頂 次出家者自□偈云 次可令敬礼十方ノ仏ラ 讃曰善哉大丈夫 能了世无常 万劫不堕悪道ニ説給ヘリ 満ラム四天下ニ羅漢ヲ百年供養セムヨ 生ヲ至扶ノ彼岸ニ給コト不可疑 是則其時ノ至レル也永離悪趣ノ 出家修道ノ□徳ヲ以テノ故ニニ百 或八出家受戒ノ功徳勝タリ造ニモ 出家受戒ノ功徳ハ勝ト彼ニ云ヒ 先出シテ一両ノ□ヲ信心ヲ可奉令懐ク 其詞云出家之功徳経教ノ説雖多シト 毁形守志節 帰依大世尊 今女大施主ノ成如来ノ御弟子ト 八万四千ノ塔ヲ或一日一夜ノ 捨俗趣泥洹 × 此間可唱毀形唄ヲ □□无所親 能度三有法 希有難思議三反 棄家払聖道

普入无為楽(マ、)

願度一切人 二百濟縣 海海点型

次授与袈裟 受者胡跪云《

其詞袈裟、是恒沙之仏,解脱

随喜下マロ天□恭敬シ夜叉羅刹 幢相之衣也若人得ッレハ之ヲ諸佛

之ヲ度 衆生ヲ故所 授 之也 共二也尺迦大師三世ノ諸仏以

皆生怖畏ヲ故離生死ヲ所至

若ハ優婆羅花比丘尼ノ因縁堅誓師子 殊可生□□ヲ給っ

事等委了可示之云々

次受者頂戴シテ受ヨ受了テ返セ

着莫し」着コト之云々 和上二如此三反然テ後チ為ニ令メヨ

次授法号ラスターは前間を見る

次出家者説偈云

又說自度偈云 大哉解脱服 无上福田衣 適哉値仏者 何人誰不喜 福願与時會

被奉如戒行 廣度諸加生

我今獲法利

次授戒事員 任ノルニ妙楽大師等ノ授扶戒儀ニ以(マン) 省繁月梗概可奉授之 十二ノ門トラ雖分別下マフト今存界

先開導 或、戒、是无上 茶之 名クト魔ノ眷属ト説キ或ハ不持 戒ヲ野干ノ身ヲタレモ得コト難シ 何呪功徳ノ身乎ト説タマヘリ 本也或ハ不レバ持戒ヲ非仏ノ御弟子ニ

次三帰三母、四龍三外三八胎百 帰依佛二帰依法二帰依僧二也 怠 給コト可无カル 苦ァ龍神八部ノ翼従衛護シ 給ハムコト不限今口 =

教「超過□四魔ヲ可超三界ノー

生死之長夜ヲ列諸仏持ノ

故以此ノ千仏ノ大戒ヲ為燈□出□イヒ

有レトモ犯不失尽未来際ラ 或ハ苷ノ戒ハ有テ受法无捨法

帰依佛竟 帰依法竟	弟子某甲等従今身盡未来際	帰依法離欲尊 帰依僧衆中尊□	今身盡未来際 帰依佛両足尊	仍應教言 仏子某甲願従	決定三共ト云フ等カ如也	不堕三悪道ト云と或	不可勝予計或、若人帰依佛	此ノ帰三寶ノ功徳聖教之説	諸賢聖元(等か)	苻羅云優婆離身子目□等ノ	僧者普賢文殊□□等ノ諸ノ	経巻ヲ旦対は以前の	言住持ノ此寶ヲ者ハ又指ス周王ノ□□ヲ始	法者一切ノ諸仏ノ所證□□ノ法輪也	住持ノ佛寶也	優田匿王之造立泥木素像ノ	五眼三身ノ功徳ヲ外ニハ始 自	佛者内ニハ指シ十方三世□□諸仏ノ(1切か)

弟子某甲等奉請尺迦如来應正等不次可請師關康不 不洋洋自問不

成慈愍故礼士拜。以史下谷。

羯磨阿闍梨我·吕•和李崇。常公弟子某甲等奉請文殊師利芬為

弟子某甲等奉請於勒行為教授

弟子某甲等奉請受切如来為四回時間阿五甲我共出れ皆 法土井晋原活

次酮我心…完可合地四位月

弟子某甲等奉請一切芬為同学

簽品我>+:<→・バ年/暗室=得 自性清浄之心= 時思業重障

次懺悔スルニ其殊不可得也及往スル

雖須運之逆順十心之日田習給日

以来

三業

デ情根

ア

野

原

三

デ

上

量

ボ

故院先唱所以偈頌ヲ可懺悔无始以

至心懺悔无始来 自他三業无量罪

是以罪障、是非本有之法二四句二 如佛芬所懺悔 我今陳懺旦如是

推検スルニ其躰不可得也及往スル 自性清浄之心ニ時悪業重障

悉消滅シナムトス百年ノ暗室ニ得

燈ツレハ黒暗併去ヌルカ如シ

次発供心・先可令唱四払ヲ

不発扶心ノ大乗ノ浄戒无開発 衆生无辺誓願度 煩悩无辺誓願断 法門无盡誓願智 无上共誓願證

次随テ奉ニ問遮難ヲ如実可答□ 汝不曽出佛身血不応答云无 護念ヲ戒品ノ功徳ヲ可令現前給

故発シテ此ノ四払誓願ヲ蒙リ諸仏ノ

不敏阿闍梨不 不敬父不 不敏母不 不敏和上不 不致羯磨僧不

既无遮難堪受戒品ヲ旅起テ

不敏聖人不

専注□重之心ョ可受之ョ

次、正奉授戒ヲ

次白四羯磨シテ□可受持三聚 先弁ヘテ三種ノ戒ノ相ヲ起シ信心ヲ

至于某次第相傳タルコト十九代 初相伝ノ戒者奉始自盧舎那如来 浄戒十重禁ヲ給也

未来際ヲ能持給ツャ不ヤ 於此相傳戒名句文身二盡

答云持三説

也今随某受之給フ相と当り第廿代ニ

汝清浄ノ仏子於此二起信給不す 宝戒ョ心境ニ発得下マフ是也 次発得戒今白四羯磨シテ金剛ノ

答云信三説 沿井山外 5 烽 英本共享

於此ノ本有常住ノ性戒ニ汝清浄 性戒凡聖悉クニ備タルナリ然則 次性得戒自性清浄ノ真如ノ

比丘尼能《信不答云信 三説

次可奉授三聚净戒ヲ 先弁へ三種ノ戒ノ相ヲ起コト信ヲ了

則十重卅八軽等ノ一切ノ律儀也 摂律儀戒ト者ハ是断一切ノ悪ラ也

是断徳の田也依持此戒ヲ終成ス法身ヲ

聞思修等ノ三恵八万四千ノ諸ノ

次摄善法戒ト者ハ修諸善ラ也即

法蔵也是智徳ノ囙也依持

此戒ヲ終成報身ヲ 次饒益有情戒トイラハ慈悲喜捨ヲ為

行回シテ利益一切衆生ラ也是恩徳口 心下布施愛語利益同事ヲ為

此ノ三聚浄戒ハ三世ノ一切ノ花口ケ(愛カ) 回也依持此戒ヲ終成ス應身ラ

持ず之を所成佛上也比丘尼女大、(マン) 成テ佛ノ出家ノ御弟子ト列リ

可顕如来ノ三身ヲ之處也 汝清浄比丘尼、願シン盡未来際ヲチカハク・マテ **帯ノ数ェ持此ノ三聚浄戒**

次可奉授十重禁戒ヲ 戒能持テムヤ不や答云持! 三説 摂律儀戒· 摂善法戒 | 饒益有情

即開テ正入諸仏之位ニ處チリ 法門也依受持之可甘露之門 此十重禁戒ハ舎那所證ノ心地ノ

身命也而忘テ慈悲ラ行み敬書ラ 一者不致生戒 中切衆生ノ所惜ハ 得士種之功徳ヲ故自ラ致シ不可 現当へ悪報不軽・若持不敏生戒ヲ者

故励シテ信力ヲ可受を持之ヲニニニ

見作随喜一呪致一致回一致縁 独

令人习致。乃至方便致。讃歎钦

一者不偷盗戒。

持行へ以布施ヲ 不致生戒能持不不答云能持命。

夷罪ョー汝従今身盡未来際 **ヴェリ無慚无クシテ愧犯波羅 敏生スルム非真ノ拼ニ是仮名之**

回縁也而沽之ヲ与人ニ背持ノ 四者不妄語戒 異□是悩マシー切 六者不説四衆過戒 既出家ノ仏ノ 五者不沽酒戒 三者不婬戒 欲愛 舜、是流来 衆生ョ受无量劫ノ苦ョ若持之者 能持不 常可住正語正見二 汝等云々 有十種ノ功徳故□□種ノ非聖言ヲ 為先上而ヲ他人ノ不与物ノ返テ 御弟子ト成コト□□何ソ還テ顕サム 兼済二 汝等口 生死之基トシテ現当ノ悪報不軽 汝從今身盡未来際可不偷盗戒 戒者得十種功徳ヲ 掠取之現当罪報不軽若持不偷盗 能持不 答云能持 汝従今身盡未来際ョ不婬ノ戒 若持不婬戒ヲ者得十種功徳ヲ 答□□持 □□令人起罪業ヲ

致罵詈誹謗ヲ悪報不軽 八者不慳貪戒 薩□摂生ヲ為宗 七者不自讚毀他戒 井へ以慈悲ラ 過不軽 而作 富財宝ニ□□ヲ還以悪心ヲ 為宗ト而自讃毀他二部相兼タル其 汝等云々

十者不誹謗三寶戒 過阿僧祇劫 大者不順惠戒 符八以忍辱ヲ為懷 以悪口罵孱ヲ不聴善言ノ懺謝ヲ 其報不軽 汝等云々

國ニ飽マテ奉値遇三寶ニ還テ ます サイベニテ まま 単大 乗機熟之

不聞三寶名ト云テ三寶ノ名ヲタニモ

次卅八軽戒 汝等云々

誹謗三寶ョ之罪業無量劫之苦

一々二不能分別スルコト其相貌ヲ

が一般物で京能持ゃ不 答云能持 次従今身盡で京未来際は卅八軽ノ

未来際リ羯磨 荘厳シ常住之

趣ノ生ヲ見仏聞法之縁無絶コト

可御之者也

論スルニ得脱之時節ヲ

所足及『善根不限』一家ノ諸大施主法身フ給ハムコト非ス言ノ及と意ノ

法界平等利益 數二班半 医 無小 息灾延命 7 願念成就 2 乃至 黑小 。

南无

この曼殊院本田家作法は、恵心作とされる「出家授戒作法」に近いものがあるように思われる。但し恵心作の方は、

僧 菩 一戒であ 弥 る。 戒 を 授けるものであり、 すなわち曼殊院本は 曼殊院本出家作法 「田家作法」 ではあるが、 の方は、 三聚浄戒と梵網十重禁四十八軽戒を授ける、 出家の作法と大僧 一戒の授戒との二つの部 分よりなるも わ ゆる大

開

である。

曼殊院 と雖も、 とが 和 道 E. かず 説明がなさ りまそう整備されたものということはできるであろう。受力の 3 の叙述よりは簡単で、 未来 全体として、 るむとはいうまでもない。 0) 進 • 三 三 帰・ できよう。 本天台の大乗戒は、最澄・円仕・安然の頃までに思想的な展開をとば、それを確立したが、そ か なくい 込出 際を尽じて能ぐ持ち給ふや不や」と問うのは対してい「答えて持つと云ふら三説」とあるがっこうし 般の人々の 今存略 本出家作法中の授戒作法については、本文中に「妙薬大師等の授菩薩 た応 れ 活請師・ 戒の伝受に重きが 他に何箇 恵心作 そび 答の その戒を保つべ 繁を省いて梗概を授け給ふべし」とあるが、最澄の「授菩薩戒儀」 間 にも 3 (3) は (凹懺悔・五発心・六聞遮・七授戒までをあげているのみである。) 俗 又、より具体 のものよりは内容も形式も拡充していて、かつ具体的であるという特徴をもつ。 15 所もあってくその時 世を 出家の慣習がゆきわたっていった平安中期以後の出家作法が、こ 答に 作 またこの曼殊院本出 法 棄てて佛門 き理 「能」、と記されていることはあり、 形式の整備とともに、 おか れつ平安中期以後は次第に形式化し、し 由にふれてい 的に作法が記 に帰依した平安時代の人々 の応答形 るのが注目される。 されてい 家作法は、 式が叮寧にきめられていることである。これは 形式化していっ る。三聚浄 女人のためのものであった。その表白中に 又) 0 戒や たあともみられ 1 恵心作の場合にもみえるが、 . 梵網十 の軌跡を辿る資料として尊 かも複雑な戒脈となってゆく方向を辿る 一戒の儀に十二の門とを以て 重禁。 」にも出している十二門の 一般の一 る。 それも最澄の たとえば、 の曼殊院本であるとみるこ タについ 四 れ 分律 以 7 形 授 「授菩 重すべきもので 老而 後はい 戒のさいに、 分別し給 中 具 るに女大 戒法等に た例は、 体的に さした 戒儀

あ

たは 11 知られ 佛弟子となり給うと理 施 弟子と成り給 を 主 摂 桃 、関家等の女性であることが 顔 暗 たのであろう。 らに 無常観を自ら発してい 老い ふ」とあり、 吉日良辰を撰 て、 解すべきものと思わ 无常 禅定大夫人とは 又 0) んで佛 観自ら しられ た女性 出 家 像を顕 0 発 作法 出家 る。 が、 御 れ 0) るが、 はし、 禅定大夫人の薨御によって、 0) 0 間 あ 女性をさす との 禅 身分の 経 定 授戒の場合には「 巻を写し奉りて三 大夫人薨御 が ある女性が、 その 0 女性が 剋に 汝 智五 禅定大夫人とよばれた人の死に 臨 V 薨御云々 清 んで、 よい 浄比 眼 0 丘 よ大菩提 証 堅 尼 とあるところ 明 固 0 0 と記されてある 大菩 前 1 に を強くし、 提 花 心 から、 0 簪 よ を落 V 落飾 7 よって 0) ょ れ 肝 は 剃髪して 7 女院ま 出 如来 7 給

する 域 兀 ない 前 九 は は出 康 年 条阿闍梨とい のも 内 月 なら、 な であろうか。 和 \mathcal{F}_{i} 題の右にある、「永久年中に二条阿闍 世 月廿六 ないが、 Ŧ. 0 年三 かい ただ、 日 小野宮皇太后 一月十三日 \$ H 出 中 永久年中のことと考えるなら、 う僧に しく ·宮篤 家6 永久年 0) は永久年中の • 魯 殁、 ついては、 中宮篤子 0 殊 中 尼® 出 院 0 抄 家 本 (康 かず 出 のことを記 0 ある。 出 \$ (永久二 和四年八月十 という点から、これ 目下は知るよしがない 家作 0 で、 法 小 年十 は、 製の L 野宮皇太后歓子は元亨釈 か 九日歿、 も、 女院 中宮篤子あたりのこととすべきであろうか。 月 誂 -によって抄出せしめた」という記 -のも H をか の曼 殁、 承 のではない のであるが、 嘉 りに 歴 殊院本より長くく 承二 元 年 永久に近 年 出 と思わ 書に 九月 家⑤ 禅定大夫人といわれた人については \$ 士 藤 11 頃 原師 れ 出 - / 1 るのである。 か、 7 日 わ 11 出 実室麗子 L る篤 家⑦ もしく 15 8 載 らがあ 信 0) は、 は永久年 0) かず (永久二年四 そ 女性である。 2 あ り、 れ 併しまだ何 0 0) は 出 たことを示し その 中 家作法が、 0) 月三 他、 こととし れ 何 とも、 日 手 n 藤 \$ 殁、 から 7 原 永久より 俊家室 推 7 か き 測 康 ŋ る。

80 0 和 定

今

宮尼

=

成

給

於北面女房奉剃云々御髪戒師奉剃始之後

邏

法

印

戒師

御佛不懸、 不置梵王経、是当時大皇大后宮御出家例也……女房御匣殿同 成 尼出

とあって、 御佛をかけず、 経 (梵網経 か おかぬ風習を示しているが、 曼殊院本出家作法には、 「仏像を顕はし経巻

を写し奉りて」とあるからである。

禅定大夫人とよばれたのは何れの女性であったか分明ではないが、その人に近い関係にある女性の出家のさい に用

十九代は良忍の頃となる。 点についても明確なものが見出せないのは残念である。これも後日にその考究をまちたい。 れてあるが、 又、この出家作法には、 これは、 大事なきめ手になるものである。しかし、円頓戒相承血脉譜は、 併し、 授戒の相伝を、盧舎那佛より始めて十九代の某より授戒し、第廿代の相伝者になると記さ 他の血脉譜もあわせて調査せねばならぬところである。 区区としていて、 青蓮院蔵血脉譜によれば、 目下はこ

には、 である。 説きたまへり」とあるが、それは恵心作のものの影響を受けて、それがより文学的にくだけて表現されたもののよう に、一日一夜の出家の功徳を、 さきに、 出家の功徳を説いてもその中に、 曼殊院本出家作法は、 百縁経· 恵心作「出家授戒作法」に似たものがあると記したが、恵心作作法の表白の中 「或いは一日一夜の出家修道の功徳を以ての故に、二百万劫悪道に堕ちずと 僧祗律・出家功徳経等をあげて強調しているのに対して、曼殊院本出家作法

ない 因縁については大智度論巻十三・四分律・有部毗奈耶その他に出ており、又、慧沼の「受菩薩戒法」 議論のまととなったところであるが、 与袈裟の次に、 かと思われる。 日一夜の出 一家の功徳云々というのは、 「若くは優婆羅花比丘尼の因縁、 尤も、 浮舟の場合は、 曼殊院本出家作法は、この点についても、 菩薩沙弥戒の授戒であったかもしれない。 かの源氏物語字治十帖の中で、浮舟の出家に関して、後世、還俗非還俗 堅誓師子の事等委しく之を示すべし」とあるが、 一つの考究資料を提供するものでは 曼殊院本出家作法にはまた、 優婆羅花 にも引用され、 比丘尼

染衣の人は、やがて必ず解脱を得るものであり、又、三世の聖人の標相でもある。今、自分が、この猟師に害を与え とは釈尊の前生であったという本生譚である。もあわせて調査せればなられところである 裟を着た出家の身でありながら、猟師となって、師子を射ようとしなものがあった。師子は、それに抵抗して害を与 て出されているものによると、優婆羅華比丘尼が、諸々の貴婦女に語っていうには「姉妹よ出家せよ。当出家してかり るのは、三一世の聖人に害を与えることになるからであるというのである。その猟師とは提婆達多の前生であり、一師子 えようと思ったが、猟師が出家の姿であることをみて思いとどまり、その矢を受けたというのである。それは、出家 うのではない、かりに戒を破り地獄に堕すことがあっても、出家受戒の功徳により、道果に至るというのである。 って前世では比丘尼衣をまといながら戯笑したこともあった」(以上取意)という話である。いわゆる遺俗せよとい に戒を破ることがあっても、受戒の因縁によって、一時は地獄におちても、後に道果を得ることになろう。自分もか この説話はかなり流布していたものであったと思われる。智度論巻十三に、優婆羅華比丘尼本生経中に説く説話とし ~又、堅誓師子というのは、賢愚経巻十三の堅誓師子品の説話によったものであろう。この説話によると、剃頭し袈

端を示するのともいえるし、平安中期の人々の出家に対する考え方を示唆するものともいえるであろう。これは「一」 考究については後日にゆずることにしたい。 姿勢を知るよすがともなるし、又、日本天台の戒律の系譜の一資料としても注目すべきものと思われる。なお仔細な し破ることがあっても、出家とは道果に至る前提であることを強調する話である。大乗佛教の出家や戒への意識 優婆羅花比丘尼の説話にしても、竪誓師子の話にしても、何れも、出家の功徳を尊重する話である。たとえ戒を犯 以上、非常に大まかな、推測めいた解註をつけ加えたが、平安中期以後、出家を希望した一般の人々の、佛教への

注① 《大正蔵図像部一二、門葉記卷百、六七頁以下。出表四山……文景崎則與同

- 性の域内によいて軸廻能化という問題を考えざるを得ないということである。
 ② 恵心僧都全集五、五四五頁以下
- それ<mark>⑥/ 伝教大師全集1/ | 三〇三頁以下</mark> すつに宗教的なものを求める必然性をもっておるということ、そしてその宗数
- 頭また多代可謂臘女敷」(史料大成9で中本記(宋、10九頁)の東立にいたる過程を眺めるについて、文献の表面には見出 ④ 中右記、康和四年八月十九日。『或人云皇太后去十七日夜半許崩給由有其告者》皇太后諱歓子:年来修佛法:生年八十三云
- ⑤ 元亨釈書巻一八(大日本仏教全書一〇一、二一八頁)
- ろであ**たべの真浮鸚鵡をこと型四色**な側面と宗教的な側面とがあって、一般には思想的な面が強調される傾向にあるが ⑦ 中右記、永久二年十月一日・殿暦全。出家は中右記・殿暦。(中右記四、三六五頁・殿暦四、1三三頁。出家は中右記三、
- (11) 恵谷隆戒「円頓戒概論」二九九頁参照

10

- (12) 卍続二—一〇—一、九左 大正蔵二五、一六一a
- 大正蔵四、四三八頁

直したのは、所・戒・云々・處・雖・哉・解・徳・備・血・尼・部・夷・郷・疑・離・摂等である。又、仮名は現代字体に 曼殊院本出家作法翻刻にあたっては、できるだけ異字・古字・略字はとどめるようにしたが、印刷の都合上「現代文字に

浄土の意義について